

総会議事録

令和5年4月

令和5年4月13日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和5年4月13日(木)
開 会 午前9時36分、閉 会 午前10時8分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉、
関野 掲司、宮崎 健治、山田 正明、松本 聡、
吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

13名

欠席 宮崎 正之

1名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、平野 信也、糸井 久和、瀬戸 享明
溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

8名

欠席 宮前 善有

1名

欠員 和田 隆

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第11号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第12号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 日程第5 議案第13号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

〔関野会長〕 ただ今から、令和5年4月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は23名中21名です。欠席は宮崎正之委員、宮前委員の2名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。山田委員、松本委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。最初に、資料の差替え及び訂正をお願いいたします。先日、送付いたしました資料につきまして、議案の号数の誤りがございました。正しくは本日配付の議案資料の1頁、2頁のとおり10号から始まり13号までとなっておりますので、差替えをお願いいたします。また、これに伴いまして、今から申し上げます資料の号数の訂正をお願いいたします。3頁にあります議案第11号を10号に訂正をお願いします、次に5頁の11号を10号、6頁の12号を11号、9頁の13号を12号、10頁の14号を13号にそれぞれ訂正をお願いいたします。事務局の確認不足によりまして、ご迷惑をおかけいたしましたことにお詫びを申し上げます。

お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第10号になります。農地法第3条の所有権移転になりますが、この農地法第3条の条項に関連しまして、始めに、本日お配りいたしました農地法の新旧対象表をご覧ください。この令和5年4月から農地法の一部改正に伴い、3月までの旧農地法の第3条第2項第5号の下限面積の要件が撤廃となっております。従いまして、従来の30a農地を耕作していないと新たに農地を取得できない、という要件がなくなりまして、申請者は農地を所有又は耕作していなくても新たに農地を取得することが可能となりました。なお、その他の条項につきましては従来のままでございますので、農地の適正な管理が見込めると認められるのかとか、地域との調和については問題ないのかなどの要件につきましては、これまでと変わっておりませんので従来どおりですが、下限面積の要件が無くなった分、従来以上に慎重な審査が必要となっております。また5号が削除ということに伴いまして、従来の6号以降の号数が1号ずつ繰り上がっておりますので申し添えさせていただきます。今から提案させていただきます議案第10号は、この新しい要件での最初の案件となっております。議案の説明に戻ります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。農地の所在は大字文珠※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体の場所につきましては4頁に地図と現地写真を添付しております。上が地図になります。図面右下が文珠の天橋立駅となっております。申請の農地は図面中央付近にあります、ホテル北野屋の須津寄りとなります。府道2号線に面して

おり、府道と海岸の間となっております。地図の下が現地の写真となっております。写真全体の部分が申請農地となっております。写真の撮り方の関係で、画面の右側半分位が法面となっておりますが、画面中央から左上にかけては畦が写っておりまして、ここには今回の譲受人であります※※様が昨年秋まで大根などを作付けされていたとのことでした。以前から管理を任されていたということで、今回正式に名義を移転し現在の状態のまま営農を継続したいとのことでした。次に5頁に許可申請に係る調査書を添付しております。調査書の最初にあります、第2項第1号ですが所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を効率的に利用できるものと見込まれました。なお譲受人は文珠地内の山際に山林原野化した農地を3筆所有しておりますが、この後提案させていただきます非農地申請により農地から外すこととしております。第2項第6号の地域の調和につきましては、3月31日に地区担当の松本委員及び糸井推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は以前から当該農地の耕作に関して適正に管理をされていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。議案第10号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員の松本委員から補足説明をお願いします。

〔松本委員〕 申請の農地につきましては、去る3月31日、糸井推進委員及び事務局同行で現地確認を行いましたので報告させていただきます。申請の農地は、資料の4頁の写真のとおり小規模の畑で、自家消費の目的で白菜、大根などの野菜が栽培されていたようです。事務局の説明にもありまして、以前から譲受人の※※さんが耕作に関しておられたということですので、許可して問題ないものと判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第10号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第10号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 10 号については、許可します。次に日程第 3、議案第 11 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 6 頁をお願いします。議案第 11 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。2 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字由良※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様、非農地の事由につきましては平成 15 年頃から耕作していないということです。2 番です。土地の所在につきましては大字文珠※※番ほか 2 筆、登記地目は畑、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は、先程議案第 10 号で御審議をお世話になりました※※にお住まいの※※様で、非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。

具体の場所につきましては 7 頁に地図を添付しております。上が 1 番の案件になります。地図は由良地区となっております。図面上側が海岸、下側が山手となっております。右上に国道 178 号線、中央付近に由良神社が見えておりますが、申請農地はこの由良神社の裏通りに面した集落内の農地となっております。次に下の図面が 2 番の文珠になります。地図には載っておりませんが、この地図の左上が天橋立駅、天橋立ホテルとなっておりますこれより宮津寄りの位置となっております。この内、文珠※※番は府道、鉄道に面した位置となり他 2 筆はそこから山へ上った位置となっております。資料により御確認をお願いいたします。

次に 8 頁をお願いします。現地写真を添付しております。上の 1 番が由良の案件となっております。申請の農地は手前の部分と奥に見えます民家の右側でこの民家を L 字形に囲む形で位置しております。この民家も長年空き家となっております。農地につきましては、この民家と共に長年放置され耕作されないことから、一面雑草が生い茂る状態となっております。下の写真 3 枚が 2 番の文珠になります。いずれの農地も利用状況調査で再生困難となります B 判定を受けております。上から文珠※※番になりますが、線路沿いの山際の農地となっております。昭和の頃から耕作放棄され一部杉の木が植林されているなど、山林原野化が進んでおりました。下 2 枚が先程※※番から山へ入った農地となっております。どちらも写真のとおり竹林となり、こちらも山林原野化が進んだ状態となっております。資料により御確認をお願いします。議案第 11 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は山田委員、2番は松本委員から報告をお願いします。

〔山田委員〕 申請の農地につきましては、3月31日に事務局2名と現地確認を行いましたので報告いたします。8頁の写真を見ていただいたとおり非常に荒廃しておりまして、耕作は困難であり非農地もやむを得ないと判断いたしました。以上です。

〔松本委員〕 2番につきましては、3月31日に糸井推進委員及び事務局同行で現地確認を行いましたので、報告させていただきます。写真は8頁の3枚になります。申請にもありましたが、昭和の頃から耕作していないということで、現地を見ても写真のとおり雑草や竹が群生しており、農地としての利用は困難であると認められましたので、非農地と判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第11号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第11号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第11号については、承認とします。次に日程4、議案第12号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の9頁をお願いします。議案第12号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」になります。3件ございます。貸手と借手が直接契約を行う相対での利用権設定となっております。農地は1番から中津の畑が3筆、面積は合計で785㎡、2番が石浦の田が1筆、面積は1,337㎡、3番が溝尻の田1筆、面積は720㎡となっております。契約者、貸借期間等詳細につきましては、資料により御確認をお願いいたします。公告日は令和5年4月21日となっております。議案第12号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくをお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 12 号について質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 12 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 12 号については決定とさせていただきます。次に日程 5、議案第 13 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 失礼いたします。議案の 10 頁を御覧ください。議案第 13 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」ということでございます。こちらの方は昨年 5 月の人農地施策の見直しによりまして、全国の農業員会でこの目標設定を 4 月にしていくということになっております。その内容につきましては、参考資料ということで 14 頁の方にスケジュールというものがございます。こちらの方は上段の方が 4 年度の活動についての内容になっておりまして、下段の方は令和 5 年度の活動についての今後の事務の流れということございまして、本日提案をさせていただきますのがこの令和 5 年度の活動目標のところでございます。令和 5 年 3 月 31 日までということになっておりますが、目標の設定をいたしましてそれを総会でお諮りをさせていただき、4 月 28 日までに総会の議決を受けた上でインターネット等で公表するというので、昨年の 5 月にもお世話になりましたが、それを踏まえて公表もさせていただいております。本来ですとこの上段の方の 4 年度の活動を点検した上で 5 年度の目標設定をするということになるかと思いますが、この 4 年度の方を見ていただきますとこの 5 年 4 月 28 日までに、委員の皆様が活動頂いているそれぞれの活動記録の点検等を行った上で自己評価ということで総会でお諮りをしてそれを公表していくという手順になっておりまして 6 月末までに、京都府ですとか農業会議に報告をしないといけないということで、これにつきましては今集計を、本日活動記録をお持ち頂いたと思いますのでそれを踏まえて点検をするということでお時間が少しかかるということで、その 4 年度の確認については 5 月の総会の方でお願いをしたいというふうに考えております。

戻っていただきまして、11 頁を御覧ください。こちら目標設定等ということで

まず、農業委員会の状況でございます。令和5年4月1日現在ということで農業委員の数ですとか記載しております。また農業の状況ということで2番のところ農家・農地等の概要ということで総農家数から経営体数等をこちらに掲載させていただきます。

経営体数を見ていただきますと宮津市の認定農業者は16名ということでございます。新規で入っていただいております新規就農者は青年就農の方が12名ということで28名位ということで、ちょっとここもまた認定農業者を増やしていただくと取組も拡大していただくような形で、行政の方も御支援させていただきたいと思っておりますが、少なくなってきたのは問題であると思っております。それから農地の面積につきましても田畑を含めまして694haということでございます。

次、めくっていただきまして、ここからが最適化活動の目標ということになっております。大きく2つに分かれておりまして、1番が最適化活動の成果目標ということになります。また13頁、大きな見出しの2ということで最適化活動の活動目標ということになっております。1の12頁の最適化活動の成果目標につきましては農地利用最適化活動の3本柱であります(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進という3本柱となっております。それぞれの目標を設定していくということになっております。1の(1)の①の現状及び課題というところで、農地の面積それから集積の面積ということで現在133haということでございます。この133haにつきましては先程11頁の方にありました経営体数の方が集積、農地の耕作されている面積ということになりましてこの面積になりますので、一般の経営体の面積につきましてはここに入っていないということで、いかに専業農家の方が農地を集積していただけるかということになるんですが、今、宮津市では19.1%ということなんですが、国の方では80%にしたいと言っております。大規模農家がいらっしゃる所でしたら達成可能なものだと思うのですが国においても60%あたりでございまして、それを目標設定をしてどんどん集積を上げてくださいということなんですが、宮津市では大変厳しい数字となり、目標設定としてはなかなか簡単には達成できる数字ではないと考えております。この②の目標のところなんですが今年の資料を本日は付けておりませんが、昨年、制度設計のところいろいろと疑義が生じておりまして、そこで集積率をどう置くかということだったんですが、都道府県の方が集積率を設定している場合、80%に満たない場合は都道府県の数字を目標としなさいということで、京都府の目標数値が53%でした。これは2か年で達成しなさいということで言われてたんですが、簡単には出来ませんので、その後取り扱いが変わってまいりました。都道府県と調整をして決めていただいたら良いですということになりまして、その目標設定ということで実現可能な数値ということで、少ないと言ったら恐縮

ですが、今年度の新規集積面積ということで1haということで置かしていただいております。目標を高く置くことは良いのですが、目標を達成できなかった場合に、最適化交付金ということで委員の皆様への報酬に国の補助が充たるんですけどもその算定が非常に悪くなるということがありまして実現可能な目標設定した方が良いということがありまして1haとしております。現在、宮村の方で※※さん、こちら中間管理事業を介した貸借を福祉会として京都府としては初めての設定になるんですが、それもいろいろ問題があったことは皆様にもお知らせをしておいたんですが、福祉法人でも(中間管理事業を)できるということになりましたので、その部分が1.03haございます。また、今、獅子崎の方がですね担い手の方がご高齢でできないということから新たに面積0.36ha増やして頂けるということがございまして、達成可能な数字ということで1haとさせていただいて、集積率を19.3%ということであげさせていただいております。これが集積の目標設定となります。(2)の遊休農地の解消につきましては、こちらの方、令和3年度実績ということでございまして、それぞれ本日も事務連絡で御報告させていただくんですが遊休農地ということでA1というか緑区分の荒廃して間もない土地が令和3年で10ha、また、更に荒廃が進んだA判定の農地が2.4haということで12.4haございました。この目標設定をどう解消するかということなんですけど、まず緑区分ということで②のアのaに書いております解消せよということではありますけど、遊休農地を解消せよと言いながら令和4年度もまた同じ位の量が出ておまして非常に簡単ではないということですが国においてはその解消面積を※印に書いていますように遊休農地面積の5分の1の面積を書きなさいということですので、そのまま書かしていただいているということでございます。更にBのところでは黄区分の遊休農地の解消につきましては2.4haあるんですが、これについてはどのように解消していくかという行程表を作りなさいということで、これはそのとおりに作ってあげれば良いということになるんですが、なかなか達成は難しいと思っておりますが、なんとか解消できる方法を考えていかなければならないということでもあります。13頁の方で新規参入の促進ということで、現状ということで、まず3か年の新規参入の状況につきまして掲載をさせていただいております。令和2年度につきましては由良でオリーブをやられております※※様、こちらの方が0.62haということで農地を集積していただいておりますし、令和3年度は4人の方ということで府中でオリーブをやっておられます※※夫妻の2人、それから栗田で就農されました※※さん、それから日置でレモンをやっておられます※※さんの4名ということで併せて4ha、それから4年度におきましては、※※さん、それから宮村の※※様がそれぞれ併せまして1.03haということでありまして、こちらが現状ということでございます。それで目標ですが権利移動面積ということで、市全体の権利移動の3条ですとか利用権設定があった分

の3か年の平均が48haになります。その48haの1割を新規参入者に貸与するという事で同意を得なさいということがございまして、4.8haということで、非常に難しい数字を置かされておるといふようなところでございまして、これも形式的に決まってくるということでございまして、新規参入については以上でございまして、次2のところなんです、最適化活動の活動目標のところでございます。昨年から委員の皆様には月10日の活動をお願いしております、それを本年度も同じ形で10日以上でお願いしております。あと(2)のところで活動強化月間ということで設定目標ということでは前年同様3回としております。6月、11月、2月ということで、それぞれ京力農場プランですね、後ほど事務連絡でも説明させていただくんですが、未策定の地域はこれを策定しながら地域計画を進めていくという方向になってまいります。11月については利用意向調査の推進月間、2月については新規就農対策の月間ということで進めさせていただきたいと考えていただいております。(3)につきましては新規参入相談会の参加目標ということで昨年11月に大阪の方で4人の委員の皆さんに就農フェアに参加していただきました。こういったものに参加するということにございまして、実現可能な回数ということで1回ということで3名ということで入れさせていただいております。こちらが第13号議案の方の今年度の活動目標の設定ということとなっております。また来月、委員お皆様の点検評価というところで資料の方もお示しさせていただきながら御確認もいただきたいというふうに考えております。提案内容については以上でございます。よろしく願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第13号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第13号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第13号については決定とさせていただきます。

以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚司

委 員 山田 正明

委 員 松本 聡

記 録 者 小西 正樹

